④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、物品製造等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

⑵　機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち機械設備工事の認定を受けており、かつ、物品等の製造又は販売の業務区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」に登録していること。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

⑷　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、本公告時に特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定JVとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑸　経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することができない。また、本工事に特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定JV構成員として確認申請書を提出することができない。

⑹　次の①から④の条件を満たす同種工事の施工実績を有していること。なお、実績については、⑤から⑧に示す条件等によるものとする。

①　単体にあっては、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成、引渡しが完了した同種工事㋐及び㋑の施工実績を有していること。

②　特定JVにあたっては、特定ＪＶの代表者が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐、又は㋐及び㋑の施工実績を有していること。なお、代表者が同種工事㋐の施工実績を有している場合は、代表者以外の構成員が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋑の施工実績を有していること。また、代表者が同種工事㋐及び㋑の施工実績を有している場合には、代表者以外の構成員が、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐又は㋑の施工実績を有していること。

③　経常ＪＶにあっては、経常ＪＶとして、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐及び㋑の施工実績を有していること。

④　事業協同組合にあっては、事業協同組合として、平成12年４月１日から本工事における確認申請書等の提出期限までに元請として完成し、引渡しが完了した同種工事㋐及び㋑の施工実績を有していること。

⑤　同種工事の施工実績は、可能な限り一般財団法人日本建設情報総合センター（ＪＡＣＩＣ）の工事実績情報サービス（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されている工事から選定すること。

⑥　共同企業体の構成員としての同種工事の施工実績は、出資比率20％以上の場合に限ること。

⑦　同種工事の発注者から企業に対して通知された工事成績評定表の評定点が65点未満のものは同種工事の施工実績として認めない。

⑧　工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種工事の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工証明書（入札説明書参照）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

【同種工事として認める施工実績の要件】

㋐　『ダム用取水設備として、取水量７㎥／s以上かつ４段扉以上の円形多段式ゲート、又は、取水量10㎥／s以上かつ５段扉以上の多段式（半円形多段式、多重式を含む）ローラゲートを自ら製作・据付を行った工事』

㋑　『ダム用放流設備として、通水断面積1.1㎡以上のジェットフローゲート、又は、通水断面積1.5㎡以上のホロージェットバルブ、フィクストコーンバルブ若しくは、コーンスリーブバルブを自ら製作・据付を行った工事』

※ダム用とは、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）で定義されている堤高15m以上のものとする。

※「自ら製作・据付を行った工事」とは、自らゲート設備全体のシステム設計を行い、ゲート設備を構成する設備全体の施工を行った新設工事とし、整備及び修繕工事等は対象外とする。

⑺　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任として配置できること。

①　主任技術者にあっては、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者、監理技術者にあっては、建設業法第15条２号イ、ロ又はハに該当する者であること。なお、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事のうち、「鋼構造物工事」である。

②　次に示す期間については専任を要しない。なお、専任を要する期間と専任を要しない期間で配置予定技術者が交代する場合、専任を要しない期間の配置予定技術者は、③の基準を満たす必要はない。

㋐　請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

㋑　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

㋒　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

㋓　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

③　入札説明書に記載する条件を満たす経験を有する者であること。

④　監理技術者が必要となる工事にあっては、鋼構造物工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認申請書等の提出日以前に３ヶ月以上あること。

⑻　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）」に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。

⑼　提出された技術提案（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、入札説明書に参考として示した別紙２「技術提案書作成にあたっての標準案・提案条件等」、別添図面及び仕様書等の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成25年１月１日から平成26年12月31日までの２年間に元請として完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。